

令和6年度 第1回 大阪府市 I R事業評価委員会 議事概要

1. 日 時

令和6年7月3日(水) 15時00分から16時45分

2. 場 所

大阪府庁5階 議会特別会議室(小)

3. 出席者

《委員》

池田 辰夫 委員長(弁護士)

荒井 巖 副委員長(公認会計士)

荒武 泰子 委員(公益財団法人大阪府暴力追放推進センター 専務理事)

井上 幸紀 委員(大阪公立大学大学院 教授)

高橋 一夫 委員(近畿大学経営学部 教授)

《事務局》

大阪府・大阪市 I R推進局

4. 議事概要

<令和5年度 モニタリング結果について>

<令和5年度 認定区域整備計画の実施状況について>

< I R事業評価委員会による委員会評価等について>

- 事務局から令和5年度モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況について説明し、内容を確認。

委員からの主な評価・意見等は次のとおり。(※「→」は事務局による回答。)

■主な評価・意見等

- ・ 反社会的勢力の排除については、設計・建設段階から積極的に取り組むことが重要であるとともに、大阪府・市及び大阪府警察等とも連携し、更なる取組等を実施していく必要がある。また、反社会的勢力の介入を許さないという強い意志・姿勢を、広く社会へ積極的にアピールすることが重要である。
 - 引続き、大阪府警察、暴力追放推進センター等と連携を密にし、反社会的勢力を徹底して排除するという強い姿勢で臨んでいく。
- ・ I R事業者は、地域事業者から積極的に調達する等、大阪の企業が活躍し、大阪をはじめとした日本の観光関連企業の成長に資するような視点をもって、検討を進めていただきたい。

- ・ M I C E 誘致等の取組により、カジノ事業以外の事業の収益を高めていくことが重要である。M I C E 誘致を担う社員等については、I R 事業者で独自に優秀な人材を確保・育成することに注力されたい。
- ・ I R 事業は民設民営事業であることから、民間ならではの創意工夫・ノウハウを最大限活かすことが重要であり、より魅力的な I R 区域の整備を実現できるよう取組を進められたい。
 - 大阪 I R においては、継続的な地元企業からの調達を通じて、地元企業と持続的な取引関係や取引のためのプラットフォームを構築し、その発展に寄与することをめざしており、地域の金融機関との連携を通じて幅広い情報発信や支援を提供するなど、I R 事業を核として、地域経済に裾野広く波及効果がもたらされる仕組みを構築していくこととしている。
 - また、カジノ収益を活用した再投資により、継続的に施設の魅力向上を図ることとしており、委員のご指摘を踏まえ今後検討を進めていく。
- ・ ギャンブル等依存症等対策については、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、取組を進めていくことが重要である。
- ・ 認定区域整備計画で目標としているギャンブル等依存が疑われる者等の割合の低減については、オンラインカジノや公営企業のインターネット投票等による者も含まれることから、オンラインカジノ等にも注視し、検討を進められたい。
 - シンガポールでは、I R の導入をきっかけに国を挙げて依存症対策に取り組む、ギャンブル等依存が疑われる者の割合が減っているという事実がある。
 - 大阪府・市としても、依存症対策のワンストップ支援拠点となる「(仮称)大阪依存症センター」の新たな設置等、総合的な取組を進め、I R を契機に既存のギャンブル等に起因するものも含めて、その低減をめざしていく。
- ・ 財務諸表、監査手続きについては特段の問題点は見受けられず、また、建設コストの上昇の影響により生じた事業費増加については、中核株主の出資額の増額等により適切に対応がなされたところであるが、引き続き、インフレ等を注視しながら設計・建設等を進められたい。
- ・ 2030 年秋頃の開業をめざし、先ずは本年夏頃の準備工事の着手、そして令和 7 年春頃の建設工事の着手に向けて、資金調達・事業実施体制の構築のうえ、I R 施設の設計等を進捗させていくことが重要である。令和 5 年度のモニタリング結果及び事業実施状況について、是正要求措置が必要と認められるような事項は、特に見受けられず、認定区域整備計画に沿った取組が着実に進められている。
- ・ 事業実施体制については、専門人材を有する中核株主や、実績と専門的知見を有し

た設計会社等からの十分な支援体制を構築し、設計等業務が実施されている。今後の事業進捗に合わせて、専門体制及び業務管理体制も計画的に構築・拡充されたい。

- ・ ギャンブル等依存症対策や治安・地域風俗環境対策等の懸念事項対策も着実に進め、円滑かつ確実な事業実施の確保と、安定的・持続的な事業実施につなげていただきたい。
-
- 事務局からの報告及び委員からの評価・意見を踏まえた、当委員会による委員会評価等を取りまとめることとし、そのとりまとめについては、委員長一任で委員会評価等を確定することとした。

以上